

■ 障害年金の初診日証明方法（第三者証明）について 厚労省がパンフレット・チラシを作成

障害年金の受給手続きには、支給要件の確認を行うため、初診時の医療機関が作成したカルテ等で客観的に証明する書類（初診日証明）の提出が求められます。透析患者のように、初診日が何十年とさかのぼる場合、当時の医療機関が廃院していたり、カルテの保存期間を過ぎていたり等、初診日を証明する書類がなく、申請をあきらめたり、申請しても却下されてしまい苦勞する場合があります。

厚生労働省では、2015（平成 27）年に、この「初診日」を明らかにできる書類を添えることができない場合、第三者による証明書類による確認方法で柔軟に初診日証明を行うとする通知を出しています。

しかし、障害年金請求者にこのような方法が十分知らされておらず、スムーズに受給手続きにつながっていない場合があります。厚労省は 3 月 25 日、市町村年金課や年金事務所へ具体的取扱いを周知・広報するためのパンフレットおよびチラシを改めて作成し、周知徹底を呼びかける通知を出しました。

パンフレットおよびチラシは、市町村年金課や年金事務所の窓口等へ配置される予定です。

▽参考チラシ <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/02-09.pdf>

▽参考パンフレット <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/0326.pdf>



■ 緊急事態宣言下 障害年金診断書の三度目となる特例措置

日本年金機構から 4 月 5 日、障害年金受給者へ向けて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて、お知らせができました。

そもそも障害年金を受給している人は、提出期限までに障害年金診断書を年金機構へ提出しないと、受給中の障害年金が一時差し止められます。

しかし現在のコロナ禍では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域に居住する人や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する人が、医療機関を受診できず、障害年金診断書の作成に時間を要し、通常の手続きができないことが想定されます。そこで次の提出期限の対象者に特例措置が講じられることになりました。同様の特例措置は今回で三度目になります。

▼提出期限が令和 3（2021）年 2 月末日の人

令和 3（2021）年 6 月末日までに障害年金診断書を提出した場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行わない。

▼提出期限が令和 3（2021）年 3 月末日、4 月末日、5 月末日または 6 月末日の人

令和 3（2021）年 7 月末日までに障害年金診断書を提出した場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行わない。

腎疾患の障害年金診断書の提出時期は、1～5 年ごとなど人によって異なります。自分が今回の特例措置の対象となっているのかは、年金機構からすでに届いている障害年金診断書の書類に記載された提出期限で確認することができます。

▽参考 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2021/202104/2021040701.files/01.pdf>